

議 案 概 要

〈令和3年第1回定例会〉

向 日 市

議案件数	30 件
当初予算案件	8 件
人事案件	1 件
補正予算案件	4 件
条例案件	11 件
その他案件	6 件

議案第 1 号	令和3年度向日市一般会計予算 -----	1
議案第 2 号	令和3年度向日市国民健康保険事業特別会計予算 -----	1
議案第 3 号	令和3年度向日市後期高齢者医療特別会計予算 -----	1
議案第 4 号	令和3年度向日市介護保険事業特別会計予算 -----	1
議案第 5 号	令和3年度大字寺戸財産区特別会計予算 -----	1
議案第 6 号	令和3年度物集女財産区特別会計予算 -----	1
議案第 7 号	令和3年度向日市水道事業会計予算 -----	2
議案第 8 号	令和3年度向日市公共下水道事業会計予算 -----	2
議案第 9 号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて -----	3
議案第 10号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度向日市 一般会計補正予算（第10号）） -----	3
議案第 11号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度向日市 一般会計補正予算（第11号）） -----	4
議案第 12号	向日市保育士奨学金貸与条例の制定について -----	4
議案第 13号	向日市公告式条例の一部改正について -----	5
議案第 14号	向日市職員の給与に関する条例の一部改正について -----	5
議案第 15号	向日市国民健康保険条例の一部改正について -----	6
議案第 16号	向日市介護保険条例の一部改正について -----	7
議案第 17号	向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例等の一部改正について -----	8

議案第18号	向日市営駐車場設置条例の一部改正について -----	10
議案第19号	向日市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について -----	10
議案第20号	向日市水道事業給水管理条例の一部改正について -----	11
議案第21号	向日市公共下水道使用料条例の一部改正について -----	11
議案第22号	向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について -----	12
議案第23号	令和2年度向日市一般会計補正予算（第12号） -----	12
議案第24号	令和2年度向日市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	15
議案第25号	向日市福社会館の指定管理者の指定について -----	15
議案第26号	向日市民体育館の指定管理者の指定について -----	16
議案第27号	向日市健康増進センターの指定管理者の指定について -----	16
議案第28号	向日市民温水プールの指定管理者の指定について -----	17
議案第29号	向日市女性活躍センターの指定管理者の指定について -----	17
議案第30号	市道路線の認定について -----	18

議案第 1 号 令和 3 年度向日市一般会計予算

[総務部財政課]

歳入歳出予算総額 21,000,000 千円

議案第 2 号 令和 3 年度向日市国民健康保険事業特別会計予算

[市民サービス部医療保険課]

歳入歳出予算総額 5,363,085 千円

議案第 3 号 令和 3 年度向日市後期高齢者医療特別会計予算

[市民サービス部医療保険課]

歳入歳出予算総額 874,900 千円

議案第 4 号 令和 3 年度向日市介護保険事業特別会計予算

[市民サービス部高齢介護課]

歳入歳出予算総額 5,114,244 千円

議案第 5 号 令和 3 年度大字寺戸財産区特別会計予算

[総務部総務課]

歳入歳出予算総額 15,235 千円

議案第 6 号 令和 3 年度物集女財産区特別会計予算

[総務部総務課]

歳入歳出予算総額 4,245 千円

議案第 7 号 令和 3 年度向日市水道事業会計予算

[上下水道部営業課]

収益的収入及び支出の予定額

(収入) 1, 3 3 0, 7 5 4 千円

(支出) 1, 2 5 8, 3 9 5 千円

資本的収入及び支出の予定額

(収入) 3 9 1, 1 6 0 千円

(支出) 6 7 0, 0 4 8 千円

議案第 8 号 令和 3 年度向日市公共下水道事業会計予算

[上下水道部営業課]

収益的収入及び支出の予定額

(収入) 1, 6 1 0, 9 5 2 千円

(支出) 1, 6 1 0, 9 5 2 千円

資本的収入及び支出の予定額

(収入) 5 3 8, 8 6 8 千円

(支出) 1, 0 7 9, 2 9 1 千円

議案第 9 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

〔ふるさと創生推進部広聴協働課〕

〔提案の趣旨〕

人権擁護委員^{かざたにちかこ}風谷千賀子氏が、令和2年12月31日をもって退任されたため、その後任として、下越^{しもこしのぶお}信雄氏を法務大臣に推薦しようとするもの

〔任期〕 令和3年7月1日から令和6年6月30日まで

議案第 10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度向日市一般会計補正予算（第10号））

〔総務部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	29,690,520千円
補正額	10,049千円
補正後の額	29,700,569千円

歳出の補正内容

〔4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費〕

感染症対策費1,004万9千円を増額計上

議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度向日市一般会計補正予算（第11号））

歳入歳出予算総額

補正前の額	29,700,569千円
補正額	9,550千円
補正後の額	29,710,119千円

歳出の補正内容

〔2款 総務費 1項 総務管理費 17目 新生児特別定額給付金費〕
新生児特別定額給付金給付事業費120万円を増額計上

〔4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費〕
感染症対策費700万円を増額計上、職員人件費135万円を増額計上

議案第12号 向日市保育士奨学金貸与条例の制定について

〔市民サービス部子育て支援課〕

〔制定の趣旨〕

将来、市内の保育所等において保育士として勤務しようとする者に対し、向日市保育士奨学金を貸与し、その修学を支援することにより、市内における保育士の確保及び保育の質の向上に資することを目的とするとともに、貸与に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、向日市保育士奨学金基金を設置するもの

〔制定内容〕

設置及び目的、対象者、貸与の額、貸与期間、返還、延滞利息等について規定する。

〔施行期日〕 令和3年4月1日

議案第13号 向日市公告式条例の一部改正について

〔総務部総務課〕

〔改正の趣旨〕

老朽化が進んでいる掲示場の整備に伴い、他市と比較して設置箇所数が多いことから、掲示場の箇所数の見直しを行うもの

〔改正の内容〕

掲示場の数を現在の14箇所から、市役所の1箇所にする。

〔施行期日〕 公布の日

議案第14号 向日市職員の給与に関する条例の一部改正について

〔総務部人事課〕

〔改正の趣旨〕

市が契約するレストラン等の利用料金を給与から控除することを可能とするため、「向日市職員の給与に関する条例」の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

第1条の2第1項に「市が契約しているレストラン等の利用料金」を加える。

〔施行期日〕 令和3年4月1日

議案第15号 向日市国民健康保険条例の一部改正について

[市民サービス部医療保険課]

[改正の趣旨]

国民健康保険法施行令の一部改正及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、「向日市国民健康保険条例」の一部を改正するもの

[改正の内容]

(1) 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除

令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされたことに伴い、国民健康保険料の算定上も特別控除後の金額を使用するための所要の改正を行うもの

(2) 個人所得課税の見直しについて

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険料軽減の判定上影響が出ないよう所要の改正を行うもの

	現行	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額 (33万円)	基礎控除額 (43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減基準額	基礎控除額 (33万円) +28.5万円×被保険者数	基礎控除額 (43万円) +28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額 (33万円) +52万円×被保険者数	基礎控除額 (43万円) +52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

(3) 新型コロナウイルス感染症の定義変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削られたことに伴う条文の整理

[施行期日] 公布の日

議案第16号 向日市介護保険条例の一部改正について

[市民サービス部高齢介護課]

[改正の趣旨]

第8期向日市介護保険事業計画に基づき算出した令和3年度以降の介護保険料について定めるとともに、「介護保険法施行令」の一部改正及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正に伴い、「向日市介護保険条例」の一部を改正するもの

[条例の基準となる法令]

介護保険法第129条第3項	(平成9年法律第123号)
介護保険法施行令	(平成10年政令第412号)
新型インフルエンザ等対策特別措置法	(平成24年法律第31号)

[改正の内容]

- (1) 介護保険法第129条第3項の規定に基づき算定した保険料率に改める。
- (2) 令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされたことに伴い、介護保険料算定時に特別控除後の金額を適用するため所要の改正を行うもの
- (3) 平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされたことに伴い、介護保険料算定時に影響が生じないよう所要の改正を行うもの
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、規定の整理を行うもの

[施行期日] 令和3年4月1日

ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う附則第3条第1項第1号の改正は、公布の日

**議案第17号 向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部改正について**

[市民サービス部高齢介護課]

[改正の趣旨]

厚生労働省令が改正されたことに伴い、「向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「向日市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」及び「向日市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正するもの

[条例の基準となる省令]

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成18年厚生労働省令第34号)

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」

(平成18年厚生労働省令第36号)

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」

(平成18年厚生労働省令第37号)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」

(平成11年厚生省令第38号)

[基本的な考え方]

厚生労働省令で定められた基準に基づき条例を改正するもの

[改正の内容]

(1) 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、介護サービス事業者に、感染症等の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設ける。

(2) 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供でき

る体制を構築する観点から、介護サービス事業者に、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実地等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設ける。

(3) ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。

(4) 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。

(5) 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減等を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。

(6) 各種介護サービスにおける人員の配置基準の変更等

〔施行期日〕 令和3年4月1日

議案第18号 向日市営駐車場設置条例の一部改正について

[総務部総務課]

[改正の趣旨]

市役所の駐車場を市営駐車場として開設するため、「向日市営駐車場設置条例」の一部を改正するもの

[改正の内容]

- (1) 市営駐車場に「市役所駐車場」を追加する。(第2条及び別表関係)
- (2) 使用料について、1時間までごと及び24時間までごとの上限金額を定め、具体的な使用料等は規則に委任する。(第4条関係)

[施行期日] 令和3年4月1日

議案第19号 向日市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

[建設部都市計画課]

[改正の趣旨]

J R向日町駅周辺地区において、都市計画法第12条の5に規定する地区計画が、都市計画決定されたことに伴い、同計画に定められた建築物等に関する制限内容を建築基準法及び都市緑地法上の制限とするため、「向日市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」の一部を改正するもの

[改正の内容]

- (1) J R向日町駅周辺地区地区計画が都市計画決定されたことに伴う、同地区における建築物の制限内容を追加
- (2) その他建築基準法等に関する文言の整理

[施行期日] 公布の日

議案第20号 向日市水道事業給水管理条例の一部改正について

〔上下水道部営業課〕

〔改正の趣旨〕

キャッシュレス決済の導入に伴い、料金の徴収方法に係る文言を修正するもの
また、低廉な料金区分が適用される公衆浴場について、対象を物価統制令の適用を受ける公衆浴場（いわゆる銭湯）とするとともに、予納金の徴収を廃止するもの

〔改正の内容〕

- (1) 料金の徴収方法に係る文言を修正する。
- (2) 低廉な水道料金が適用される公衆浴場を「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第2条に規定する物価統制令の適用を受ける公衆浴場とする。
- (3) 予納金に係る条文を削除する。

〔施行期日〕 令和3年4月1日

議案第21号 向日市公共下水道使用料条例の一部改正について

〔上下水道部営業課〕

〔改正の趣旨〕

キャッシュレス決済の導入に伴い、使用料の徴収方法に係る文言を修正するもの
また、低廉な料金区分が適用される公衆浴場について、対象を物価統制令の適用を受ける公衆浴場（いわゆる銭湯）とするとともに、水道水以外を使用し、公共下水道に汚水を排除する使用者に対し、使用水量を計測するための装置の設置を義務化する規定を新たに定めるもの

〔改正の内容〕

- (1) 使用料の徴収方法に係る文言を修正する。
- (2) 低廉な使用料区分が適用される公衆浴場を「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第2条に規定する公衆浴場とする。
- (3) 水道水以外の汚水排除者に対し、使用水量計測装置の設置を義務化する。

〔施行期日〕 令和3年4月1日

議案第 2 2 号 向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

〔環境経済部防災安全課〕

〔改正の趣旨〕

「消防団員の確保等に向けた取組について」が消防庁長官から通知されたことに伴い、消防団員の確保に向けた施策を実施する必要があることから、「向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

- (1) 消防団員に係る休団制度の追加
- (2) 年の途中において新たに団員となった者又は休団若しくは退職した者に対する報酬額の算定を、月割計算とするよう追加

〔施行期日〕 令和3年4月1日

議案第 2 3 号 令和 2 年度向日市一般会計補正予算（第 1 2 号）

〔総務部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	29,710,119千円
補正額	256,139千円
補正後の額	29,966,258千円

歳出の補正内容

【制度改正等に伴って必要となる経費】

〔2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費〕

北野台雨水貯留槽損害賠償裁判における弁護士費用1,650万円を増額計上

〔2款 総務費 1項 総務管理費 15目 諸費〕

過年度支出金返還金718万9千円を増額計上

〔2款 総務費 2項 徴税費 2目 賦課徴収費〕

税制改正に伴う基幹業務支援システム改修費152万5千円を増額計上

〔8款 土木費 4項 都市計画費 4目 街路事業費〕

都市計画道路御陵山崎線拡幅整備に伴い発生する負担金2,177万5千円を増額計上

〔10款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費〕

小学校の外壁改修工事費8,130万円を増額計上

〔10款 教育費 2項 小学校費 2目 教育振興費〕

株式会社優伽様からのご寄付を活用し学校図書館図書を充実するため、図書購入費68万円を増額計上

〔10款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費〕

中学校の外壁改修工事費5,740万円を増額計上

〔10款 教育費 2項 中学校費 2目 教育振興費〕

株式会社優伽様からのご寄附を活用し学校図書館図書を充実するため、図書購入費32万円を増額計上

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る経費】

〔4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費〕

感染症対策推進基金への積立金260万円を増額計上

〔4款 衛生費 1項 保健衛生費 5目 健康増進施設費〕

新型コロナウイルス感染症予防に伴う利用料減収に係る補助金2,000万円を増額計上

〔7款 商工費 1項 商工費 2目 商工振興費〕

時短要請に応じた飲食店に対する協力金2,405万円を増額計上

〔10款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費〕

新型コロナウイルス感染症対策備品等840万円を増額計上

〔10款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費〕

新型コロナウイルス感染症対策備品等440万円を増額計上

〔10款 教育費 5項 保健体育費 1目 保健体育総務費〕

新型コロナウイルス感染症予防に伴う利用料減収に係る補助金1,000万円を増額計上

繰越明許費の設定

〔小学校〕

第4 向陽小学校施設環境整備事業	繰越額	41,500千円
第6 向陽小学校施設環境整備事業	繰越額	39,800千円
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業	繰越額	8,400千円

〔中学校〕

寺戸中学校施設環境整備事業	繰越額	57,400千円
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業	繰越額	4,400千円

地方債補正

次の起債を追加及び変更するもの

〔変更〕

街路整備事業債	限度額	8,300千円 ⇒ 27,900千円
小学校施設環境改善債	限度額	18,700千円 ⇒ 72,600千円
中学校施設環境改善債	限度額	22,800千円 ⇒ 60,800千円

議案第 2 4 号 令和 2 年度向日市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

〔市民サービス部高齢介護課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	4, 9 5 2, 7 5 6 千円
補 正 額	2 6 8 千円
補正後の額	4, 9 5 3, 0 2 4 千円

歳出の補正内容

〔 6 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 1 目 第 1 号被保険者保険料還付金〕
過年度分に係る保険料払戻金268千円を増額計上

議案第 2 5 号 向日市福祉会館の指定管理者の指定について

〔市民サービス部地域福祉課〕

〔提案の趣旨〕

市民サービスの向上及び管理運営経費の縮減を図るため、平成18年度から導入している指定管理制度について、今年度末に指定期間が満了となることから、引き続き、指定管理者制度による管理を行うもの

〔指定管理者となる団体の名称〕

社会福祉法人 向日市社会福祉協議会

〔指定の期間〕

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第26号 向日市民体育館の指定管理者の指定について

〔教育部生涯学習課〕

〔提案の趣旨〕

市民サービスの向上及び管理運営経費の縮減を図るため、平成18年度から導入している指定管理制度について、今年度末に指定期間が満了となることから、引き続き、指定管理者制度による管理を行うもの

〔指定管理者となる団体の名称〕

公益財団法人 向日市スポーツ文化協会

〔指定の期間〕

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第27号 向日市健康増進センターの指定管理者の指定について

〔市民サービス部地域福祉課〕

〔提案の趣旨〕

市民サービスの向上及び管理運営経費の縮減を図るため、平成18年度から導入している指定管理制度について、今年度末に指定期間が満了となることから、引き続き、指定管理者制度による管理を行うもの

〔指定管理者となる団体の名称〕

ゆめパレアむこう共同事業体

代表企業 株式会社オージースポーツ

構成企業 イオンディライト株式会社

〔指定の期間〕

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第28号 向日市民温水プールの指定管理者の指定について

〔市民サービス部地域福祉課〕

〔提案の趣旨〕

市民サービスの向上及び管理運営経費の縮減を図るため、平成18年度から導入している指定管理制度について、今年度末に指定期間が満了となることから、引き続き、指定管理者制度による管理を行うもの

〔指定管理者となる団体の名称〕

ゆめパレアむこう共同事業体

代表企業 株式会社オージースポーツ

構成企業 イオンディライト株式会社

〔指定の期間〕

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第29号 向日市女性活躍センターの指定管理者の指定について

〔ふるさと創生推進部広聴協働課〕

〔提案の趣旨〕

市民サービスの向上及び管理運営経費の縮減を図るため、指定管理者制度により管理を行うもの

〔指定管理者となる団体の名称〕

一般社団法人 こらぼさろん

〔指定の期間〕

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第30号 市道路線の認定について

〔建設部道路整備課〕

〔認定の趣旨〕

都市計画法第29条の規定に基づく開発行為による宅地造成地内の道路について、本市に帰属したことから、市道路線として認定するもの

〔認定する路線〕

- ①市道第2269号線 向日市寺戸町中野地内
- ②市道第4075号線 向日市鶏冠井町門戸地内
- ③市道第6127号線 向日市上植野町切ノ口地内
- ④市道第6128号線 向日市上植野町切ノ口地内
- ⑤市道第6129号線 向日市上植野町下川原地内



①市道第2269号線



②市道第4075号線



③市道第6127号線



④市道第6128号線



⑤市道第6129号線